

令和5年度

# 春日部市一般廃棄物処理実施計画

《気づきから行動へ みんなでつくる 循環型のまち》

## 第1編 ごみ処理実施計画

### 1 計画区域

春日部市全域

### 2 一般廃棄物の種類及び計画排出量

(単位：t)

| 区 分     |              | 年間計画排出量 |        |        |
|---------|--------------|---------|--------|--------|
|         |              | 家庭系ごみ   | 事業系ごみ  |        |
| 可燃ごみ    |              | 42,059  | 14,306 | 56,365 |
| 不燃ごみ    |              | 2,506   | 203    | 2,709  |
| 資源物     | びん・かん・ペットボトル | 2,550   |        | 2,550  |
|         | 新聞紙・チラシ      | 743     |        | 743    |
|         | 雑誌・紙箱・包装紙類   | 985     |        | 985    |
|         | ダンボール        | 1,214   |        | 1,214  |
|         | 牛乳パック        | 12      |        | 12     |
|         | 古繊維類         | 674     |        | 674    |
|         | 食品リサイクル・樹木   |         | 1,108  | 1,108  |
| 有害・危険ごみ |              | 157     |        | 157    |
| 粗大ごみ    |              | 1,305   |        | 1,305  |
| 合 計     |              | 52,205  | 15,617 | 67,822 |
| 動物死体    |              |         |        | 780 体  |

※事業系不燃ごみには粗大ごみを含む。

### 3 ごみの排出抑制・資源化計画

#### (1) ごみの発生抑制・再使用の推進

##### ① 容器包装廃棄物の発生抑制

事業者と連携した過剰包装の抑制や、ばら売り、量り売りの促進、詰め替え商品の利用促進などにより容器包装廃棄物の減量化を推進します。

##### ○ 主な取組み

- ・優良事例の紹介等、容器包装廃棄物の減量に関する情報を提供します。

## ② 3M運動の推進

市民の誰もが気軽に実践できるごみ減量化策として、マイバッグ、マイボトル、マイはしを市民へ推奨するとともに、利用が普及するよう啓発に努めていきます。

### ○主な取組み

- ・ 広報、市公式ホームページやSNS等を活用し普及啓発を行います。
- ・ 職員が率先して3M運動を実践します。

## ③再使用の推進

使い捨て中心の社会から、使えるものは繰り返し使う社会への転換に向け、再使用に係る情報を提供するなど、ごみの発生抑制を目指します。

### ○主な取組み

- ・ 優良事例の紹介等、再使用に関する情報提供を行います。
- ・ グリーン購入を推進します。
- ・ 市役所におけるグリーン購入品の割合を増やします。

## ④生ごみの水切り運動の促進

生ごみは重量の約80%が水分と言われているため、市民一人ひとりが水切りをすることにより、ごみの減量化につながる可能性があります。水切り方法や水切りグッズの普及啓発に努め、家庭での生ごみの水切り運動を促進していきます。

### ○主な取組み

- ・ 水切り方法や水切りグッズの普及啓発を行います。
- ・ 水切りによる減量化の効果を検証し、情報発信を行います。

## ⑤生ごみの減量化

春日部市の家庭から出る可燃ごみの約45%を生ごみが占めています。これまでも市民講師の協力を得て生ごみ堆肥作り講習会を開催してきましたが、更なる生ごみの減量化を推進するため、減量化に関する情報提供に努めるなど取組の強化を図ります。

### ○主な取組み

- ・ 生ごみ堆肥作り講習会の開催等、体験型の施策を実施します。
- ・ 生ごみの減量化に関する情報提供を行います。

## ⑥食品ロスの削減

食品ロスを削減するため、使い切り、食べ切りの推進や啓発講座の開催など、多様な手段で市民への周知を図り、家庭での取組を促進します。また、外食産業等から発生する食品ロスの削減についても事業者と協働した具体的方法の検討を行います。

### ○主な取組み

- ・啓発講座の開催等、体験型の施策を実施します。
- ・事業者と連携し、食品ロス削減の取組を行います。

## ⑦家庭ごみ有料化の調査・研究

家庭ごみの有料化は、ごみ処理に関する費用負担の公平性の確保やごみの減量化及び資源化の促進といった効果が期待できます。しかし、市民への新たな負担が生じることにもなるため、他市町村の動向等を調査するとともに、他の減量化の施策を進める中でその効果を試算し、研究します。

### ○主な取組み

- ・他の減量化施策を進める中で有料化の効果を試算し、研究します。
- ・ごみ処理経費を公開します。
- ・他市町村の動向等を調査・研究します。

## ⑧ごみ処理手数料の見直しの検討

排出者責任及び適正な処理コスト負担の原則に基づき、排出者に適正な負担を求めるため、ごみ処理手数料の見直しについて検討します。

### ○主な取組み

- ・ごみ処理手数料の見直しについて検討します。
- ・ごみ処理経費を公開します。
- ・他市町村の動向等を調査・研究します。

## ⑨各種媒体による情報提供

市民一人ひとりが身近な環境問題に関心を持ち、自ら主体的に取り組んでいけるよう広報、ホームページやSNS等を活用し、積極的な情報発信を行います。また、より分かりやすいゴミニケーションカレンダーを作成し、ごみの適正分別や減量化及び資源化の啓発を行います。

### ○主な取組み

- ・広報、ホームページやSNS等を活用し、積極的な情報発信を行います。
- ・より分かりやすいゴミニケーションカレンダーを作成します。

#### ⑩環境教育の充実

幼児から大人まで、年齢に応じた環境教育を行うとともに、各種イベントなどを活用しながら、市民及び事業者のごみの発生抑制、再使用及び資源化の意識高揚を図ります。また、出前講座や施設見学会などを開催し、学習機会の創出を図ります。

##### ○主な取組み

- ・出前講座や処理施設の見学会など、市民の学習の場を提供します。

#### ⑪クリーンかすかべ推進員との連携

地域におけるごみの減量化・資源化活動の中心的な役割を担うクリーンかすかべ推進員との協働を継続して行います。研修や施設見学会等を通じて、推進員の活動を支援します。

##### ○主な取組み

- ・地域におけるごみの減量化・資源化活動の中心的な役割を担うクリーンかすかべ推進員との協働を継続して行います。
- ・研修や施設見学会等を通じて、推進員の活動を支援します。

#### ⑫環境美化の推進

自治会やボランティアなどによる市民の自主的な美化活動を促進し、身近な環境問題への関心を高めます。美化活動の後方支援として、ゴミ袋の提供やごみの回収等を継続して実施します。

##### ○主な取組み

- ・ゴミ袋の提供やごみの回収等の支援を実施します。

### (2) 資源化の推進

#### ①資源物排出先の拡充

資源化を促進するため、牛乳パックやインクカートリッジの拠点回収を公民館等で行っていますが、より多くの市民に利用されるよう情報提供に努めるとともに、回収場所の拡充や新たな回収品目についても検討します。

##### ○主な取組み

- ・拠点回収の情報提供を行います。

- ・回収場所の拡充や新たな回収品目についても検討します。
- ・公共施設におけるペットボトルキャップの分別回収を実施します。

## ② 集団資源回収団体への支援

集団資源回収は、参加者のリサイクル意識の向上や地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、ごみの減量化及び資源化に大きな成果をあげています。今後も奨励金交付制度による支援を継続して行うとともに、団体数と回収量の増加に向けて取組を進めていきます。

### ○ 主な取組み

- ・資源物の市場価格を勘案しながら奨励金の交付を行います。
- ・集団資源回収未実施の団体に参加を促します。

## ③ 雑紙分別の促進

現在可燃ごみの中に約3割程度含まれている紙類の更なる分別徹底が必要です。雑紙の排出方法の啓発強化などを通じて紙類の分別資源化を推進します。

### ○ 主な取組み

- ・雑紙の排出方法の啓発を行います。
- ・関係部署と連携を図り、小学生等を対象とした動画を活用した啓発を行います。

## ④ 分別排出の徹底

ゴミニケーションカレンダー等を市民や転入者に配布し、分別排出の周知と定着を更に図り、排出段階におけるごみと資源の分別徹底を更に推進します。

### ○ 主な取組み

- ・より分かりやすいゴミニケーションカレンダーを作成します。
- ・事業者分別強化を依頼します。

## ⑤ 搬入検査の強化

市の処理施設に搬入される事業系ごみには、資源物や産業廃棄物の混入が見受けられます。搬入されたごみの展開検査を積極的に実施し、不適正な排出を行っている事業者については改善を指導します。

### ○ 主な取組み

- ・処理施設に搬入されたごみの展開検査を強化します。

- ・不適正排出を行っている事業者に指導します。

#### ⑥事業者への支援・啓発・指導

事業者に対して、適正な分別方法やごみの減量化についてのチラシ配布や市公式ホームページへの掲載等、啓発活動を積極的に行います。廃棄物減量等計画書に基づいてごみ排出の実態把握、適正処理の指導を行うとともに、ごみの減量化及び資源化の方法等について情報提供を行います。

##### ○主な取組み

- ・適正な分別方法やごみの減量化についてのチラシの配布を行います。
- ・廃棄物減量等計画書に基づいて、不適正処理をしている事業者には指導を行います。
- ・ごみの減量化及び資源化の方法等について情報提供を行います。

#### ⑦焼却残さの資源化

豊野環境衛生センターから発生する焼却残さについては、セメント原料化・人工砂化を推進し、資源化を図ります。

##### ○主な取組み

- ・焼却残さのセメント原料化・人工砂化を推進し、資源化を図ります。

### (3) 安全かつ適正な処理事業の推進

#### ①中間処理施設の維持管理

2016年度（平成28年度）に策定した「春日部市一般廃棄物処理施設のインフラ長寿命化計画」に基づき、費用の削減・平準化を図りつつ施設の維持管理を進めていきます。

##### ○主な取組み

- ・安全かつ適正に維持管理を行います。

#### ②次期処理施設建設の検討

豊野環境衛生センター、クリーンセンター、資源選別センター、最終処分場水処理施設は、いずれの施設も竣工から20年以上経過しているため、将来の処理体制を見据え、処理施設建設の検討を行います。

##### ○主な取組み

- ・次期処理施設建設の検討を行います。

### ③最終処分量の削減

限りある最終処分場を長く利用するため、更なるごみの減量化及び資源化を推進し、焼却残さのセメント原料化等を進め最終処分量を削減します。

#### ○主な取組み

- ・更にごみの減量化及び資源化を推進し最終処分量を削減します。

### ④適正な最終処分の実施

本市の最終処分場は 2011 年度（平成 23 年度）に埋め立てを完了しているため、市外の最終処分場に埋め立てをするしかありません。今後も安全かつ適正な最終処分を継続するため最終処分場を有する関係自治体と協議の上、最終処分場を確保していきます。

#### ○主な取組み

- ・最終処分場を有する関係自治体と協議の上、最終処分場を確保します。
- ・適正に最終処分を行います。

### ⑤関係法令等を遵守し、適正に最終処分場の維持管理を行います。

関係法令等を遵守し、適正に最終処分場の維持管理を行います。

#### ○主な取組み

- ・適切に維持管理を行います。

### ⑥ごみの収集方法の検討

ごみの収集方法・収集品目・収集回数等については、ごみの発生状況や社会情勢の変化に対応し、収集効率、費用対効果などを総合的に勘案し、適正かつ効率的な収集運搬体制のあり方について常に検討していきます。

#### ○主な取組み

- ・適正かつ効率的な収集運搬体制のあり方について常に検討します。
- ・他市町村の収集方法を調査・研究します。

### ⑦超高齢社会への対応

高齢者など、ごみの排出が困難な市民向けの訪問収集事業については、関係部局と連携し、地域コミュニティや民間事業者との協働といった様々な角度からアプローチし、市民のニーズに対応したサービスの拡充と利用促進を図ります。



○主な取組み

- ・ごみの訪問収集を実施します。
- ・在宅医療廃棄物の排出方法について周知します。

⑧処理困難物への対応

市で処理が困難なものについては、民間事業者の協力による処理体制を確保し、適正な処理を実施していきます。

○主な取組み

- ・民間事業者の情報を収集します。
- ・市で収集をしない廃棄物について周知します。

⑨不法投棄の防止

不法投棄の未然防止、早期発見のため、不法投棄パトロールの強化、県等の関係機関との連携強化など、監視体制の強化を図ります。土地の管理者には看板等を設置するなど不法投棄を防止する措置を講ずるよう指導します。

○主な取組み

- ・県との合同パトロールの実施や関係機関との連携により監視体制の強化を図ります。
- ・土地の管理者に看板等を提供します。

⑩資源物持ち去りへの対応

資源物の持ち去りを防止するため、職員による早朝パトロールやGPSを使用した追跡調査などを引き続き行い、警察等関係機関とも連携しながら対応していきます。

○主な取組み

- ・職員によるパトロールやGPSを使用した追跡調査を行います。
- ・警察等関係機関と連携し取り締まりを行います。

⑪災害廃棄物への対応

災害時に発生する多種多様な廃棄物に対応するため、仮置き場の確保や関係機関等との協力体制の構築などを通じて、収集から最終処分までの一貫した体制を構築します。

○主な取組み

- ・仮置き場候補地の選定を行います。
- ・災害廃棄物の分別区分を確定し、平常時に事前周知を行います。

- ・関係機関との協力体制の構築を行います。

#### 4 収集運搬計画

(1) 収集運搬する一般廃棄物の区分及び排出方法等

| 種類別 | 分別区分 |      | 収集頻度                                  | 排出容器        |                          |                        |     |                |
|-----|------|------|---------------------------------------|-------------|--------------------------|------------------------|-----|----------------|
| 1   | 可燃   | 可燃ごみ | 週3回                                   | 透明又は白色半透明の袋 |                          |                        |     |                |
| 2   | 不燃   | 不燃ごみ | 不燃ごみ                                  | 月2回         | 透明又は白色半透明の袋              |                        |     |                |
|     |      |      | 小型家電                                  | 月2回         | 袋に入れずそのまま                |                        |     |                |
| 3   | 資源   | 資源物  | びん・かん・ペットボトル                          | 月2回         | 指定コンテナ(集積所に配布)           |                        |     |                |
| 4   |      |      | かん                                    | 月2回         | 指定コンテナ(集積所に配布)           |                        |     |                |
| 5   |      |      | 紙・布                                   | 新聞紙・チラシ     | 月2回                      | 紐で十文字にしぼる              |     |                |
| 6   |      |      |                                       | 雑誌          | 月2回                      | 紐で十文字にしぼる              |     |                |
| 7   |      |      |                                       | 段ボール        | 月2回                      | 紐で十文字にしぼる              |     |                |
| 8   |      |      |                                       | 雑紙          | 月2回                      | 紐で十文字にしぼる<br>又は、紙袋に入れる |     |                |
| 9   |      |      |                                       | 紙パック        | 月2回                      | 紐で十文字にしぼる              |     |                |
| 10  |      |      |                                       | 古繊維類        | 月2回                      | 透明又は白色半透明の袋            |     |                |
| 11  |      |      |                                       | 有害          | 有害ごみ                     | 乾電池                    | 月2回 | 赤色コンテナ(集積所に配布) |
| 12  |      |      |                                       |             |                          | 水銀体温計                  | 月2回 |                |
| 13  | 蛍光灯  | 月2回  |                                       |             |                          |                        |     |                |
| 14  | 危険ごみ | 危険ごみ | カセット式ガスボンベ・スプレー缶・使い捨てライター・小型充電式電池内蔵製品 | 月2回         |                          |                        |     |                |
| 15  | 粗大ごみ |      | 一辺が50cmを超え、2m未満の大型ごみ                  | 随時          | 各戸電話申込(有料)<br>施設直接搬入(有料) |                        |     |                |

(2) ごみ集積所及び収集方法

### ① ごみ集積所

ごみ集積所は、複数世帯により構成されるステーション方式を原則とする。一つの集積所の構成世帯数は10世帯から20世帯程度が望ましい。

ごみ集積所は、利用者、近隣住民、地権者及び隣接地権者と十分協議し、合意を得た上で、交通安全上及び収集に支障の無い場所に設置するものとする。

集積所の設置後、その利用に関し疑義等が生じた場合は、利用者において適切に対応するものとする。

ごみ集積所の維持管理（清掃、補修等含む）及びダストボックスの設置等は、管理者若しくは利用者で行うものとする。

また、ダストボックス（これに類するものを含む）は、道路以外の場所に設置するものとし、既に道路上に設置されているものについては、交通安全上支障があると判断された場合及び交換時等に、道路以外の場所に移設するものとする。

### ② 収集方法

収集については、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、有害・危険ごみに分別され、地区ごとに別表第1に定める収集曜日の朝8時までに集積所に排出された一般廃棄物を収集するものとする。

また、粗大ごみについては、戸別収集を基本とする。やむを得ない場合は、自らが直接中間処理施設（クリーンセンター）に搬入する方法（受入時間 平日の 9:00～11:30、13:00～16:30）とする。

## （3）収集しない一般廃棄物

① 排出禁止物 春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成17年条例第111号）第22条第1項各号に定める一般廃棄物

② 適正処理困難物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の3第1項の規定に基づく一般廃棄物（平成6年厚生省告示第51号）で定める一般廃棄物（スプリングマットレスは除く。）

③ 一時多量ごみ

引越し、大掃除、庭木の剪定などに伴い一時的に多量に出るごみ

## （4）収集しない一般廃棄物の処理方法

① 排出禁止物

ア 排出者が自ら処理する、専門の処理業者等で適正に処理できる者又は購入した販

売店に引き取りを依頼する。

イ 特定家庭用機器再商品化法対象機器（エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）の処理は、排出者が購入した小売業者若しくは買い替えをする小売業者へ引き取りを依頼するか、指定引取場所へ市の許可業者に収集運搬を依頼するか又は自ら搬入し、再資源化をする。

ウ パソコンは、資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき再資源化をする。使用済みパソコンは、直接メーカーに回収を申し込む。回収するメーカーがない使用済みパソコンは、一般社団法人パソコン3R推進協会に回収を申し込む。又は、小型家電リサイクル法認定事業者のリネットジャパン(株)との連携協定により、宅配便での回収を依頼する。

エ 在宅医療廃棄物は、かかりつけの医療機関、薬局等に相談し、適切な処理を行う。

## ② 適正処理困難物

排出者が自ら処理する、専門の処理業者等で適正に処理できる者又は購入した販売店に引き取りを依頼する。

## ③ 一時多量ごみ

排出者が自ら処理するか、排出者が自ら計画的に少量ずつごみ集積所に出すか又は市の許可業者に収集運搬を依頼する。

## (5) 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業

「春日部市における廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に規定する一般廃棄物（ごみ）処理業の許可基準及び許可方針」（平成19年9月20日環境経済部長決裁）による。

## 5 中間処理計画

### (1) 中間処理施設の概要

#### ①市所有処理施設

|                   |  |                            |
|-------------------|--|----------------------------|
| 可燃ごみ処理施設          | 施設名称   | 春日部市豊野環境衛生センター             |
|                   | 所在地  | 春日部市豊野町三丁目6番地              |
|                   | 焼却能力   | 133 t/日×3炉 合計 399 t/日      |
|                   | 炉形式  | 全連続燃焼式焼却炉                  |
|                   | 処理対象   | 可燃ごみ                       |
|                   | 余熱利用   | 3,100 kW発電 (場内利用、余剰電力を売電)  |
|                   | 竣工日  | 平成6年3月                     |
| 可燃ごみ以外の<br>ごみ処理施設 | 施設名称   | 春日部市クリーンセンター               |
|                   | 所在地  | 春日部市豊野町三丁目9番地1             |
|                   | 処理対象   | 不燃ごみ、粗大ごみ                  |
|                   | 処理内容   | 破碎・選別                      |
|                   | 処理能力   | 80 t/5時間 横型破碎機             |
|                   | 竣工日  | 平成4年7月                     |
|                   | 施設名称   | 春日部市資源選別センター               |
|                   | 所在地  | 春日部市豊野町三丁目9番地1             |
|                   | 処理対象   | 資源物 (びん・かん・ペットボトル)、有害・危険ごみ |
|                   | 処理内容   | 手選別・磁選別、圧縮・梱包              |
| 処理能力              | びん ----- 15 t/5時間<br>かん ----- 10 t/5時間<br>ペットボトル ----- 5 t/5時間 |                            |
| 竣工日               | 平成6年6月   |                            |

(市の処理施設への搬入可能な日)

| 施設名        | 区分 | 委託収集業者<br>許可業者   | 事業者※                          | 市民 |
|------------|----|--|-------------------------------|----|
| 豊野環境衛生センター |    | 月曜日～土曜日<br>(祝日及び 12/29～1/3<br>を除く。ただし、委託収<br>集がある場合は搬入可) | 月曜日～金曜日<br>(祝日、12/29～1/3 を除く) |    |
| クリーンセンター   |    | 月曜日～金曜日<br>(委託収集がない祝日 (月曜日及び第5週)、12/29～1/3 を除く)          |                               |    |
| 資源選別センター   |    | 月曜日～金曜日<br>(委託収集がない祝日 (月曜日及び第5週)、<br>12/29～1/3 を除く)      |                               |    |

※許可業者のうち、計量カードを交付されていない業者を含む。

(市の処理施設の搬入可能な時間)

| 施設名 \ 区分   | 委託収集業者<br>許可業者         | 事業者※                   | 市民 |
|------------|------------------------|------------------------|----|
| 豊野環境衛生センター | 8:30~16:30             | 8:30~11:30、13:00~16:30 |    |
| クリーンセンター   | 9:00~11:30、13:00~16:30 |                        |    |
| 資源選別センター   | 9:00~11:30、13:00~16:30 |                        |    |

※許可業者のうち、計量カードを交付されていない業者を含む。

(市の処理施設の受入基準)

| 施設名        | 受入基準   |
|------------|--|
| 豊野環境衛生センター | (1) 1辺が50cm以下の可燃ごみであること。<br>(2) 資源物、金属類又は不燃物が混入されていないこと。<br>(3) 剪定した生木・小枝、植木の枝葉は、長さ50cm、太さ10cm以下であること。<br>(4) 当該施設で処理が可能である一般廃棄物であること。                                 |
| クリーンセンター   | (1) 粗大ごみは、1辺が50cmを超え、2m未満のごみであること。<br>(2) 不燃ごみは、1辺50cm以下のごみであること。<br>(3) 木材は最大厚5cm以下であること。<br>(4) 当該施設で処理が可能である一般廃棄物であること。<br>(5) 廃棄物の処理に関する法令で処分方法が定められている廃棄物以外であること。 |
| 資源選別センター   | (1) 飲料、食品用のびん、かん又はペットボトルであること。<br>(2) 有害ごみは、蛍光灯、水銀体温計、乾電池であること。<br>(3) 危険ごみは、カセット式ガスボンベ、スプレー缶、使い捨てライター、小型充電式電池内蔵製品であること。(いずれも使い切ったもの)                                  |

(各施設共通事項)

※ 運搬車両等は、一般廃棄物が飛散し、流出し、又は悪臭が漏れないように適正な措置を講じてあること。

※ 産業廃棄物が混入していないこと。

②許可業者による搬出処理施設

|                  |                               |                              |
|------------------|-------------------------------|------------------------------|
| 事業系一般廃棄物等の市外処理施設 | 施設名称                          | 株式会社アイル・クリーンテック寄居工場          |
|                  | 所在地                           | 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山328 彩の国資源循環工場内 |
|                  | 処理対象                          | 食品残さ・動植物性残さ                  |
|                  | 処理内容                          | 堆肥化                          |
|                  | 処理能力                          | 108t/日                       |
|                  | 施設名称                          | 株式会社アルフォ 城南島飼料化センター          |
|                  | 所在地                           | 東京都大田区城南島3丁目3番2              |
|                  | 処理対象                          | 食品残さ                         |
|                  | 処理内容                          | 飼料化                          |
|                  | 処理能力                          | 140t/日                       |
|                  | 施設名称                          | 農事組合法人百姓倶楽部                  |
|                  | 所在地                           | 茨城県下妻市大木字熊ノ山1028番地1          |
|                  | 処理対象                          | 食品残さ                         |
|                  | 処理内容                          | 肥料化・堆肥化                      |
|                  | 処理能力                          | 10t/日                        |
|                  | 施設名称                          | ニューエナジーふじみ野株式会社              |
|                  | 所在地                           | 埼玉県ふじみ野市駒林字北谷1033番1          |
|                  | 処理対象                          | 食品残さ                         |
|                  | 処理内容                          | メタン発酵・ガス化・発電                 |
|                  | 処理能力                          | 40t/日                        |
|                  | 施設名称                          | エルエス工業株式会社                   |
|                  | 所在地                           | 栃木県那須塩原市高林字蛇尾尾川307番地5        |
|                  | 処理対象                          | 動物死体及び付随汚物                   |
|                  | 処理内容                          | 焼却処理                         |
|                  | 処理能力                          | 75kg/時間×2基・40kg×1基           |
|                  | 施設名称                          | 有限会社みどりサービス                  |
| 所在地              | 埼玉県さいたま市緑区大字南部領辻3871番地1       |                              |
| 処理対象             | 木質系廃棄物                        |                              |
| 処理内容             | 破碎・チップ化                       |                              |
| 処理能力             | 195t/日                        |                              |
| 施設名称             | 株式会社ウム・ヴェルト・ジャパン              |                              |
| 所在地              | 埼玉県大里郡寄居町三ヶ山330番地1            |                              |
| 処理対象             | 廃蛍光管                          |                              |
| 処理内容             | 破碎・マテリアルリサイクル                 |                              |
| 処理能力             | 25t/年                         |                              |
| 施設名称             | 野村興産株式会社                      |                              |
| 所在地              | 東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番3号           |                              |
| 処理対象             | 廃乾電池等                         |                              |
| 処理内容             | 焙焼・マテリアルリサイクル                 |                              |
| 処理能力             | 66t/年                         |                              |
| 施設名称             | 株式会社エコ計画                      |                              |
| 所在地              | 埼玉県さいたま市浦和区仲町4-2-20 エコ計画浦和ビル  |                              |
| 処理対象             | 破碎処理困難物(廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず等) |                              |
| 処理内容             | 破碎・焼却処理                       |                              |
| 処理能力             | 65t/年                         |                              |

|      |  |
|------|--|
| 施設名称 | 長沼商事株式会社   |
| 所在地  | 埼玉県所沢市林一丁目306番地の7                                |
| 処理対象 | ①破砕処理困難物（傘）②スプレー缶・ライター                           |
| 処理内容 | ①破砕・サーマルリサイクル・マテリアルリサイクル<br>②無害化处理・破砕・マテリアルリサイクル |
| 処理能力 | ①50t/年 ②87t/年                                    |

(2) 搬入される廃棄物の計画処理量

(単位：t/年)

| 施設名            | 予定搬入量  | 内 訳                               |
|----------------|--------|-----------------------------------|
| 春日部市豊野環境衛生センター | 58,726 | 可燃ごみ 56,365<br>中間処理施設等の可燃残渣 2,361 |
| 春日部市クリーンセンター   | 4,014  | 不燃・粗大ごみ 4,014                     |
| 春日部市資源選別センター   | 2,707  | びん・かん・ペットボトル 2,550<br>有害・危険ごみ 157 |

(3) 中間処理後の計画資源化量

(単位：t/年)

| 施設名            | 予定搬入量  | 予定資源化量 |       |        |       |
|----------------|--------|--------|-------|--------|-------|
|                |        | 金属     | ガラス類  | ペットボトル | その他   |
| 春日部市豊野環境衛生センター | 58,726 |        |       |        | 6,900 |
| 春日部市クリーンセンター   | 4,014  | 1,055  |       |        | -     |
| 春日部市資源選別センター   | 2,707  | 548    | 1,217 | 785    | 157   |

(4) 使用済小型電子機器等の再資源化

使用済小型電子機器については、国に認定された処理業者に引き渡し、適正に再資源化をする。

(5) 一般廃棄物（ごみ）処分業

「春日部市における廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に規定する一般廃棄物（ごみ）処理業の許可基準及び許可方針」（平成19年9月20日環境経済部長決



裁)による。

## 6 最終処分計画

### (1) 埋立処分

(単位：t/年)

| 種類   | 施設名                                   | 所在地                               | 計画埋立量 | 埋立方法 |
|------|---------------------------------------|-----------------------------------|-------|------|
| 焼却残渣 | ジークライト<br>(株)エコポー<br>ト最終処分場           | 山形県米沢市大<br>字板谷字四郎右<br>エ門沢 773-1~2 | 1,600 | 管理型  |
|      | (株)アシスト<br>最終処分場                      | 山形県村山市大<br>字富並字百森<br>4889-10      | 700   | 管理型  |
|      | (株)ウイズウ<br>ェイストジャパ<br>ン三戸ウエイ<br>ストパーク | 青森県三戸郡三<br>戸町大字斗内字<br>立花 49 番 1 外 | 500   | 管理型  |
| 不燃残渣 | 埼玉県環境整備<br>センター                       | 埼玉県大里郡寄<br>居町大字三ヶ山<br>368         | 850   | 管理型  |
|      | ジークライト<br>(株)エコポー<br>ト最終処分場           | 山形県米沢市大<br>字板谷字四郎右<br>エ門沢 773-1~2 | 300   | 管理型  |

### (2) 焼却・不燃残渣の資源化施設

| 種類   | 施設名                       | 所在地                         | 予定資源化量(t) | 処理方法    |
|------|---------------------------|-----------------------------|-----------|---------|
| 焼却残渣 | 太平洋セメント<br>(株)熊谷工場        | 埼玉県熊谷市大<br>字三ヶ尻 5310        | 4,200     | セメント資源化 |
|      | ツネイシカムテ<br>ックス(株)埼玉工<br>場 | 埼玉県大里郡寄<br>居町大字三ヶ山<br>250-1 | 2,500     | 人工砂資源化  |

## 第2編 生活排水処理実施計画

### 1 計画区域

春日部市全域

### 2 処理計画人口等

計画区域内人口 230,446人

- ① 公共下水道人口 205,577人
- ② 合併処理浄化槽人口 21,396人
- ③ 単独処理浄化槽人口 2,782人
- ④ し尿収集人口 691人

### 3 合併処理浄化槽の設置促進

#### (1) 合併処理浄化槽の設置費補助

浄化槽処理促進区域内における単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換による設置費の一部を補助する。

#### (2) 普及啓発

浄化槽の保守点検、法定点検、清掃、合併処理浄化槽の設置費補助事業について、広報やホームページなどによる啓発を行う。

### 4 収集運搬

| 区分    | 収集形態       | 年間排出量 (kl/年) | 収集頻度    |
|-------|------------|--------------|---------|
| し尿    | 委託(市)・許可業者 | 742          | 原則月2回まで |
| 浄化槽汚泥 | 許可業者       | 11,549       | 清掃実施の都度 |
| 計     |            | 12,291       |         |

(1) し尿は、市が委託した業者により、原則月2回までの収集を行う。

(2) 浄化槽汚泥は、市が許可した収集運搬業者に依頼し、春日部市汚泥再生処理センターに搬入する。

(3) 仮設トイレ等のし尿は、市が許可した収集運搬業者に依頼し、春日部市汚泥再生処理センターに搬入する。

(4) し尿・浄化槽汚泥の収集運搬業は、「春日部市における廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に規定する一般廃棄物(し尿・浄化槽汚泥)処理業の許可基準及び許可方

針」(平成19年9月20日環境経済部長決裁)による。

## 5 施設の概要

|      |                               |
|------|-------------------------------|
| 施設名称 | 春日部市汚泥再生処理センター(かんきょうゆめランド)    |
| 所在地  | 春日部市豊野町三丁目6番地                 |
| 処理対象 | し尿、浄化槽汚泥、春日部市学校給食センターの生ごみ処理汚泥 |
| 処理方式 | 下水道投入固液分離方式                   |
| 処理能力 | 69 kℓ/日                       |
| 竣工年月 | 平成29年2月                       |

(市の処理施設への搬入可能な日)

| 施設名 \ 区分       | 委託収集業者<br>許可業者               | 事業者 | 市民 |
|----------------|------------------------------|-----|----|
| 汚泥再生<br>処理センター | 月曜日～土曜日<br>(12/31～1/3、祝日は除く) | —   | —  |

(市の処理施設の搬入可能な時間)

| 施設名 \ 区分       | 委託収集業者<br>許可業者 | 事業者 | 市民 |
|----------------|----------------|-----|----|
| 汚泥再生<br>処理センター | 8:30～16:30     | —   | —  |

(市の処理施設の受入基準)

| 施設名            | 受入基準   |
|----------------|--|
| 汚泥再生<br>処理センター | (1) し尿及び浄化槽汚泥並びに春日部市学校給食センターの生ごみ処理汚泥(以下「し尿等」という。)であること。<br>(2) 当該施設における処理に支障を来すような異物が含まれていないこと。<br>(3) 1日の搬入量が、1つの排出元につき40トン以下にすること。<br>(4) 1日の搬入量が1つの排出元につき20トンを超える場合は、1週間前までに当該施設に連絡し、受入の了解が得られていること。<br>(5) 浄化槽汚泥については、生物化学的酸素要求量(BOD)21,000mg/ℓ未満、 |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>浮遊物質 (SS) 25,000mg/ℓ未満、全窒素 (T-N) 5,000mg/ℓ未満、全リン (T-P) 780mg/ℓ未満とすること。</p> <p>(6) 産業廃棄物が混入していないこと。</p> <p>(7) 運搬車両等は、一般廃棄物が飛散し、流出し、又は悪臭が漏れないように適正な措置を講じてあること。</p> |
|--|--|

別表第1

| 地 区                | 可燃ごみ  | 不燃ごみ  | 資源物 (びん・かん・ペットボトル) | 資源物 (古紙・古繊維類) |
|--------------------|-------|-------|--------------------|---------------|
| 赤崎                 | 火・木・土 | 第2・4金 | 第2・4水              | 第2・4月         |
| 赤沼                 | 火・木・土 | 第2・4金 | 第1・3水              | 第2・4水         |
| 飯沼                 | 火・木・土 | 第2・4金 | 第2・4水              | 第2・4月         |
| 一ノ割                | 月・水・金 | 第1・3木 | 第2・4火              | 第1・3火         |
| 一ノ割1丁目1～7番         | 火・木・土 | 第1・3水 | 第2・4金              | 第1・3金         |
| 一ノ割1丁目8～32番        | 月・水・金 | 第1・3木 | 第2・4火              | 第1・3火         |
| 一ノ割2～4丁目           | 月・水・金 | 第1・3木 | 第2・4火              | 第1・3火         |
| 牛島                 | 火・木・土 | 第2・4金 | 第1・3水              | 第2・4水         |
| 内牧                 | 月・水・金 | 第2・4火 | 第1・3木              | 第2・4木         |
| 梅田                 | 月・水・金 | 第2・4火 | 第1・3木              | 第2・4木         |
| 梅田本町               | 月・水・金 | 第2・4火 | 第1・3木              | 第2・4木         |
| 榎                  | 月・水・金 | 第1・3木 | 第1・3火              | 第1・3土         |
| 大枝 (線路東側)          | 火・木・土 | 第1・3金 | 第2・4水              | 第1・3水         |
| 大枝 (線路西側 (武里団地以外)) | 月・水・金 | 第1・3木 | 第2・4火              | 第1・3火         |
| 大沼1・2・7丁目          | 月・水・金 | 第2・4木 | 第1・3火              | 第2・4火         |
| 大沼3～6丁目            | 月・水・金 | 第1・3火 | 第2・4木              | 第1・3木         |
| 大畑 (線路東側)          | 火・木・土 | 第1・3水 | 第2・4金              | 第1・3金         |
| 大畑 (線路西側)          | 月・水・金 | 第1・3木 | 第2・4火              | 第1・3火         |
| 大場 (線路東側)          | 火・木・土 | 第1・3水 | 第2・4金              | 第1・3金         |
| 大場 (線路西側)          | 月・水・金 | 第1・3木 | 第2・4火              | 第1・3火         |
| 大衾 (線路北側)          | 月・水・金 | 第1・3木 | 第1・3火              | 第1・3土         |
| 大衾 (線路南側)          | 火・木・土 | 第1・3水 | 第1・3金              | 第2・4月         |
| 粕壁                 | 月・水・金 | 第2・4火 | 第1・3木              | 第2・4木         |
| 粕壁1～4丁目            | 火・木・土 | 第2・4水 | 第1・3金              | 第2・4金         |
| 粕壁東1～6丁目           | 火・木・土 | 第2・4水 | 第1・3金              | 第2・4金         |
| 金崎                 | 月・水・金 | 第1・3木 | 第1・3火              | 第1・3土         |
| 上大増新田              | 月・水・金 | 第2・4木 | 第1・3火              | 第2・4火         |
| 上金崎                | 月・水・金 | 第1・3木 | 第1・3火              | 第1・3土         |
| 上吉妻                | 月・水・金 | 第1・3木 | 第1・3火              | 第1・3土         |

| 地 区            | 可燃ごみ  | 不燃ごみ  | 資源物 (びん・かん・ペットボトル) | 資源物 (古紙・古繊維類) |
|----------------|-------|-------|--------------------|---------------|
| 上蛭田            | 月・水・金 | 第2・4木 | 第1・3火              | 第2・4火         |
| 上柳             | 月・水・金 | 第1・3木 | 第1・3火              | 第1・3土         |
| 神間             | 月・水・金 | 第1・3木 | 第1・3火              | 第1・3土         |
| 木崎             | 月・水・金 | 第1・3木 | 第1・3火              | 第1・3土         |
| 櫛              | 月・水・金 | 第1・3木 | 第1・3火              | 第1・3土         |
| 倉常             | 月・水・金 | 第1・3木 | 第1・3火              | 第1・3土         |
| 小平             | 月・水・金 | 第1・3木 | 第1・3火              | 第1・3土         |
| 小渕             | 火・木・土 | 第2・4水 | 第1・3金              | 第2・4金         |
| 米崎             | 火・木・土 | 第1・3水 | 第1・3金              | 第2・4月         |
| 米島 (線路北側)      | 月・水・金 | 第1・3木 | 第1・3火              | 第1・3土         |
| 米島 (線路南側)      | 火・木・土 | 第1・3水 | 第1・3金              | 第2・4月         |
| 栄町             | 月・水・金 | 第2・4火 | 第1・3木              | 第2・4木         |
| 下大增新田          | 月・水・金 | 第2・4木 | 第1・3火              | 第2・4火         |
| 下吉妻            | 月・水・金 | 第1・3木 | 第1・3火              | 第1・3土         |
| 下蛭田            | 月・水・金 | 第2・4木 | 第1・3火              | 第2・4火         |
| 下柳             | 火・木・土 | 第2・4金 | 第2・4水              | 第2・4月         |
| 新川             | 火・木・土 | 第2・4金 | 第1・3水              | 第2・4水         |
| 新宿新田 (線路北側)    | 月・水・金 | 第1・3木 | 第1・3火              | 第1・3土         |
| 新宿新田 (線路南側)    | 火・木・土 | 第2・4金 | 第2・4水              | 第2・4月         |
| 水角             | 火・木・土 | 第2・4金 | 第2・4水              | 第2・4月         |
| 薄谷             | 月・水・金 | 第1・3木 | 第2・4火              | 第1・3火         |
| 千間1丁目          | 月・水・金 | 第1・3木 | 第2・4火              | 第1・3火         |
| 武里団地           | 火・木・土 | 第1・3金 | 第2・4水              | 第1・3水         |
| 武里中野 (みどり住宅除く) | 月・水・金 | 第1・3木 | 第2・4火              | 第1・3火         |
| 武里中野 (みどり住宅)   | 月・水・金 | 第2・4木 | 第1・3火              | 第2・4火         |
| 立野             | 月・水・金 | 第1・3木 | 第1・3火              | 第1・3土         |
| 中央             | 月・水・金 | 第1・3火 | 第2・4木              | 第1・3木         |
| 銚子口            | 火・木・土 | 第2・4金 | 第1・3水              | 第2・4水         |
| 塚崎             | 月・水・金 | 第1・3木 | 第1・3火              | 第1・3土         |
| 豊野町1～3丁目       | 火・木・土 | 第2・4金 | 第1・3水              | 第2・4水         |

| 地 区                | 可燃ごみ  | 不燃ごみ  | 資源物 (びん・かん・ペットボトル) | 資源物 (古紙・古繊維類) |
|--------------------|-------|-------|--------------------|---------------|
| 道口蛭田               | 月・水・金 | 第2・4木 | 第1・3火              | 第2・4火         |
| 道順川戸               | 月・水・金 | 第2・4木 | 第1・3火              | 第2・4火         |
| 永沼                 | 火・木・土 | 第2・4金 | 第2・4水              | 第2・4月         |
| 新方袋 (大增中学校付近の飛地以外) | 月・水・金 | 第2・4火 | 第1・3木              | 第2・4木         |
| 新方袋 (大增中学校付近の飛地)   | 月・水・金 | 第2・4木 | 第1・3火              | 第2・4火         |
| 西親野井               | 月・水・金 | 第1・3木 | 第1・3火              | 第1・3土         |
| 西金野井 (線路北側)        | 月・水・金 | 第2・4火 | 第2・4木              | 第1・3土         |
| 西金野井 (線路南側)        | 火・木・土 | 第2・4金 | 第2・4水              | 第2・4月         |
| 西宝珠花               | 月・水・金 | 第1・3木 | 第1・3火              | 第1・3土         |
| 西八木崎               | 月・水・金 | 第2・4火 | 第1・3木              | 第2・4木         |
| 八丁目                | 火・木・土 | 第2・4水 | 第1・3金              | 第2・4金         |
| 花積                 | 月・水・金 | 第2・4木 | 第1・3火              | 第2・4火         |
| 浜川戸                | 月・水・金 | 第2・4火 | 第1・3木              | 第2・4木         |
| 東中野                | 火・木・土 | 第2・4金 | 第2・4水              | 第2・4月         |
| 樋掘                 | 火・木・土 | 第2・4金 | 第1・3水              | 第2・4水         |
| 樋籠                 | 火・木・土 | 第2・4金 | 第1・3水              | 第2・4水         |
| 備後西1～5丁目           | 月・水・金 | 第1・3木 | 第2・4火              | 第1・3火         |
| 備後東1～8丁目           | 火・木・土 | 第1・3水 | 第2・4金              | 第1・3金         |
| 藤塚                 | 火・木・土 | 第2・4金 | 第1・3水              | 第2・4水         |
| 不動院野               | 火・木・土 | 第2・4水 | 第1・3金              | 第2・4金         |
| 本田町                | 火・木・土 | 第2・4金 | 第1・3水              | 第2・4水         |
| 増戸                 | 月・水・金 | 第2・4木 | 第1・3火              | 第2・4火         |
| 増富                 | 月・水・金 | 第2・4木 | 第1・3火              | 第2・4火         |
| 増田新田               | 月・水・金 | 第2・4木 | 第1・3火              | 第2・4火         |
| 緑町1～6丁目            | 火・木・土 | 第1・3水 | 第2・4金              | 第1・3金         |
| 南1～3丁目             | 月・水・金 | 第1・3火 | 第2・4木              | 第1・3木         |
| 南4～5丁目             | 月・水・金 | 第1・3木 | 第2・4火              | 第1・3火         |
| 南栄町                | 月・水・金 | 第2・4火 | 第1・3木              | 第2・4木         |
| 南中曾根 (飛地を除く)       | 月・水・金 | 第2・4火 | 第1・3木              | 第2・4木         |
| 南中曾根 (飛地)          | 月・水・金 | 第2・4木 | 第1・3火              | 第2・4火         |

| 地 区       | 可燃ごみ  | 不燃ごみ  | 資源物 (びん・かん・ペットボトル) | 資源物 (古紙・古繊維類) |
|-----------|-------|-------|--------------------|---------------|
| 八木崎町      | 月・水・金 | 第2・4火 | 第1・3木              | 第2・4木         |
| 谷原1～3丁目   | 月・水・金 | 第1・3火 | 第2・4木              | 第1・3木         |
| 谷原新田      | 月・水・金 | 第2・4木 | 第1・3火              | 第2・4火         |
| 豊町1・2・5丁目 | 月・水・金 | 第1・3火 | 第2・4木              | 第1・3木         |
| 豊町3・4・6丁目 | 月・水・金 | 第2・4木 | 第1・3火              | 第2・4火         |
| 芦橋        | 月・水・金 | 第1・3木 | 第1・3火              | 第1・3土         |
| 六軒町       | 火・木・土 | 第2・4金 | 第1・3水              | 第2・4水         |

ただし、年末年始については、収集曜日に変則になる場合がある。